

東海市ホームページ・バナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 東海市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたって、東海市広告掲載要綱、東海市広告掲載基準及び東海市ホームページ広告取扱要領に規定する事項のほか、ページデザイン、アクセシビリティ及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
（画像の点滅、切り替わりの禁止）

第3条 アニメーションGIF等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とする。

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が東海市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第5条 背景と文字に少なくとも4.5:1のコントラスト比を確保し、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(ALT属性)

第7条 ALT属性(代替テキスト)は「広告: 広告主の名称」を設定しなければならない。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。